

## 議案第177号

### 大阪市立障害児入所施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「係る自立支援法」を「係る障害者総合支援法」に改め、同条第3号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第5条第4号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第9条第3項第2号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第3号中「4,200円」を「4,300円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立障害児入所施設条例第9条第3項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の日中一時支援の利用に係る利用料金について適用し、同日前の日中一時支援の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

日中一時支援の利用に係る利用料金の上限額を改定するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市立障害児入所施設条例（抄）

(事 業)

第2条 学園は、次に掲げる事業を行う。

(1) 省 略

(2) 法第4条第2項に規定する障害児及び障害者自立支援法  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

(平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。)第4条第1項に規  
ための法律 障害者総合支援法

定する障害者（以下「障害児等」という。）に係る自立支援法 第5条第8項に規定す  
障害者総合支援法

る短期入所（以下「短期入所」という。）並びに市規則で定める障害児等に係る同条第7項  
に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援

(3) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的に介護を必要とする障  
害児等につき、主として昼間において、学園の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必  
要な便宜を供与する事業であって、自立支援法 第77条第3項の規定に基づき本市が行  
障害者総合支援法

うもの（以下「日中一時支援」という。）

(使用資格)

第5条 学園を使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1)-(3) 省 略

(4) 自立支援法 第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定（以下「支給決  
障害者総合支援法

定」という。）を受けた者（18歳に達する日において第1号に該当する者であって、18歳に  
達する日の翌日において支給決定を受けた者又は支給決定を受けた日の前日において法第24  
条の24第1項の規定に基づき法第50条第6号の4に規定する障害児入所給付費等（法第24条  
の2第1項の規定による障害児入所給付費に限る。）の支給を受けていた入所者に限る。）

(5)-(9) 省 略

(利用料金)

第9条 省 略

2 省 略

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指

定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 省 略

(2) 支給決定を受けた者 自立支援法 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定  
障害者総合支援法

める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(3) 利用決定を受けた者 日中一時支援の利用に要する費用として4,200円を超えない範囲内  
4,300円

で市規則で定める額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

4 - 5 省 略